

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

告示

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の十七第一項の規定による指定区域を指定する件 二四
- 救急病院等を定める省令により救急病院を認定した件二件 二四
- 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定により変更の届出があった件 二五
- 大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件 二五
- 土地改良事業計画を変更することを認可した件 二五
- 道路の区域を変更する件五件 二六
- 廃川敷地等が生じた件 二六
- 農用地保全施設等の管理規程を認可した件 二六
- 正誤**
- 平成二十五年二月八日付け定例第二千四百六十号中 二七

告示

福島県告示第百九十六号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）第十五条の十七第一項の規定により、同項の指定区域として次の区域を指定する。この指定に係る関係図面は、福島県南会津地方振興局県民環境部県民環境課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年三月十九日

福島県知事 佐藤雄平

一 指定する区域

- 南会津郡南会津町田島字向川原甲千二百十番三十一の一部、千二百十番四十四、千二百十番四十五の一部、千二百十番四十九の一部、千二百十番九十三の一部及び千二百十番九十四の一部
- 指定する区域の埋立地の区分

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）第十二条の三十一第二号に規定する埋立地

（一般廃棄物課）

福島県告示第百九十七号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を平成二十五年三月一日救急病院として認定した。

平成二十五年三月十九日

福島県知事 佐藤雄平

名称

所在地

独立行政法人国立病院機構

須賀川市芦田塚一三

平成二八年二月二八日

福島病院

（地域医療課）

福島県告示第百九十八号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を平成二十五年三月九日救急病院として認定した。

平成二十五年三月十九日

福島県知事 佐藤雄平

名称

所在地

医療法人辰星会栴記念病院

二本松市住吉一〇〇

平成二八年三月八日

（地域医療課）

福島県告示第百九十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十五年三月十九日から同年七月十九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及びいわき市商工観光部商工労政課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年三月十九日

福島県知事 佐藤雄平

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ブックエース植田店 福島県いわき市東田町二丁目十番三ほか

二 変更しようとする事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

（変更前）午後十一時

（変更後）翌日の午前一時

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前八時四十五分から午後十一時十五分まで

3 (変更後) 午前八時四十五分から翌日の午前一時十五分まで
駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(一) 数
(変更前) 七箇所
(変更後) 四箇所

(二) 位置

(変更前) 別紙図面のとおり
(変更後) 別紙図面のとおり

三 変更しようとする年月日
平成二十五年三月二十三日

四 届出年月日
平成二十五年三月八日

五 届出をした者
安全商事株式会社

(「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

(商業まちづくり課)

福島県告示第二百号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十五年三月十九日から同年四月十九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び須賀川市産業部商工労働課に備え置いて縦覧に供する。
平成二十五年三月十九日

福島県知事 佐藤雄平

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

フレスポ須賀川 福島県須賀川市森宿字北向八十八番一ほか

二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要

(商業まちづくり課)

福島県告示第二百一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項で準用する同法第十条第一項の規定により、戸ノ口堰土地改良区が戸ノ口堰地区維持管理事業に係る土地改良事業計画を変更することについて、平成二十五年三月六日認可した。
平成二十五年三月十九日

福島県知事 佐藤雄平

(農村計画課)

福島県告示第二百二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で平成二十五年三月十九日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十五年三月十九日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	区 間	変更前変更後の別	敷地の幅員(メートル)	延 長(メートル)
県道本宮三春線	本宮市本宮字戸崎七七番一地从り同 市本宮字戸崎一五番一地从り	変更前	七・五	八七・三
		変更後	九・〇	八七・三

(道路計画課)

福島県告示第二百三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で平成二十五年三月十九日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十五年三月十九日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	区 間	変更前変更後の別	敷地の幅員(メートル)	延 長(メートル)
県道石筵本宮線	本宮市本宮字一ツ屋九番一地从り同 市本宮字戸崎七七番五地先まで	変更前	六・〇	三九四・二
		変更後	一〇・六	三九四・二

(道路計画課)

福島県告示第二百四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所で平成二十五年三月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月十九日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 二五二号	大沼郡金山町大字中川 字荻附五九〇番一地从 先から 同 郡同 町大字中川 字上居平九六四番二地 先まで	変更前 変更後	一一・〇 二二・八 一一・〇 一一・〇	一九一・九 一九一・九

(道路計画課)

福島県告示第二百五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所平成二十五年三月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月十九日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 四〇〇号	大沼郡金山町大字中川 字荻附五九〇番一地从 先から 同 郡同 町大字中川 字上居平九六四番二地 先まで	変更前 変更後	一一・〇 二二・八 一一・〇 一一・〇	一九一・九 一九一・九

(道路計画課)

福島県告示第二百六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所平成二十五年三月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月十九日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道赤留 塔寺線	大沼郡会津美里町八木 沢字町田一二二七番地 先から 同 郡同 町八木 沢字天神宮一二三〇番 地先まで	変更前 変更後	五・二 八・三 九・〇 一八・〇	一一五・八 一一五・八

(道路計画課)

福島県告示第二百七号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり公示する。その関係図面は、福島県土木部河川港湾総室河川計画課及び福島県中建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年三月十九日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 河川名称 二級河川夏井川水系夏井川
- 二 廃川敷地等が生じた年月日 平成二十五年三月十九日
- 三 廃川敷地等の位置
田村市滝根町神俣字河原二百四十六番一及び同市滝根町神俣字河原二百四十五番四
廃川敷地等の種類及び数量
土地 六、三四九・三四平方メートル

(河川計画課)

公 告

公告第七十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十七条の二第一項の規定により、日和田頭首工管理規程について、平成二十五年三月七日次のとおり認可した。

平成二十五年三月十九日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 管理規程を定めた者の名称
矢吹原土地改良区
- 二 管理規程の概要
1 放流及び取水に関する事項

○平成二十五年二月八日付け定例第二千四百六十号中（原稿誤り）

五三	下	五	太田町	大田町
ページ	段	行	正	誤

正 誤

頭首工管理主任者は、適正水位によりかんがい用水等の取水を行い、毎年五月一日から九月十日までのかんがい期間にあっては、頭首工から受益地に必要な水量を取水するものとする。

2 施設を操作するため必要な機械、器具等の点検及び整備に関する事項
 頭首工管理主任者は、当該施設を操作するために必要な機械及び器具等を常に良好な状態に保つための点検及び整備を行わなければならない。

3 干ばつ、洪水時その他緊急事態における措置に関する事項
 頭首工管理主任者は、洪水のおそれがあるときは、洪水警戒体制を取り、関係機関との連絡及び情報の収集を密接に行い、頭首工の操作に万全を期するものとする。干ばつ時には、頭首工の水位及び頭首工地点における取水状況を理事長に報告し、その指示により措置するものとする。

4 その他施設の管理に関し必要な事項
 頭首工管理主任者は、頭首工管理日誌を備え、当該頭首工の管理に係る事項を記録し、管理日誌を理事長に提出し、その内容を報告しなければならない。
 （農村計画課）